

オウム対策住民協議会ニュース

新年のご挨拶

烏山地域オウム真理教対策住民協議会
会長 古馬 一行

あけましておめでとうございます。日頃よりオウム真理教問題にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。皆様からのご支援で協議会活動ができておりますことに、改めて御礼を申し上げます。

さて、2020年は東京オリンピック・パラリンピックの年であり、きつと鮮やかな記憶として残る年になるだろうと思われました。しかし、2019年12月に中国武漢で起きた新型コロナウイルスの感染拡大が世界中に広まり、東京オリンピックも延期になり、私どもの年中事業である4月のリサイクルバザーや、5月、11月に予定されていたオウム抗議デモ・学習会も中止になりました。まさか、一年経つてもコロナウイルスが収束しないとは思いませんでした。

オウムの監視活動も、いろいろな団体に参加して頂いておりますが、「コロナ禍の中でも監視活動を続けなければならぬのか」とのお尋ねがあります。小さいお子さんをお持ちの保護者の方が心配するのはよく分かります。そうした場合には、当番を控えるなど適宜判断して頂いて結構ですと答えております。監視は長い活動ですが、彼らがいる限り緩めるわけにはいきません。

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

オウム真理教に対する団体規制法に基づく観察処分について、公安審査委員会は、令和3年1月6日、公安調査庁長官の期間更新の請求を受け、

オウム観察処分更新決定

1月末で期限が切れる処分期限を3年間延長すると決定しました。更新は7回目、期間は令和3年2月1日から令和6年1月末までの3年間です。法務省公安審査委員会委員長は、「刑執行後も活動に変化は認められない」と指摘しています。「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があり、引き続き活動状況を明らかにする必要がある」とも述べています。

今回の観察処分更新に向けて、我々住民協議会とオウム真理教対策関係市区町連絡会は、直接法務大臣、公安調査庁長官、公安審査委員会等に対する要請行動を昨年9月に行いました。これを受けて公安調査庁長官は10月に、公安審査委員会に観察処分の期間更新請求を出しております。コロナ禍で例年のような一般の方からの署名活動が来ず、結果として区民の代表として世田谷区内の各地区町会・自治会連合会長と烏山地域の全町会・自治会長、世田谷区議会議員の皆様を名をいただいていたので、署名の量として心配しておりました。しかし、これまでより異例に早い更新決定の発表に、住民協議会としては大変心強く受け止め大きな安堵をした次第です。

我々は、今後も監視活動を続け不測の事態に備えなければならぬと、年頭に当たり決意を新たにしました次第です。今後も皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

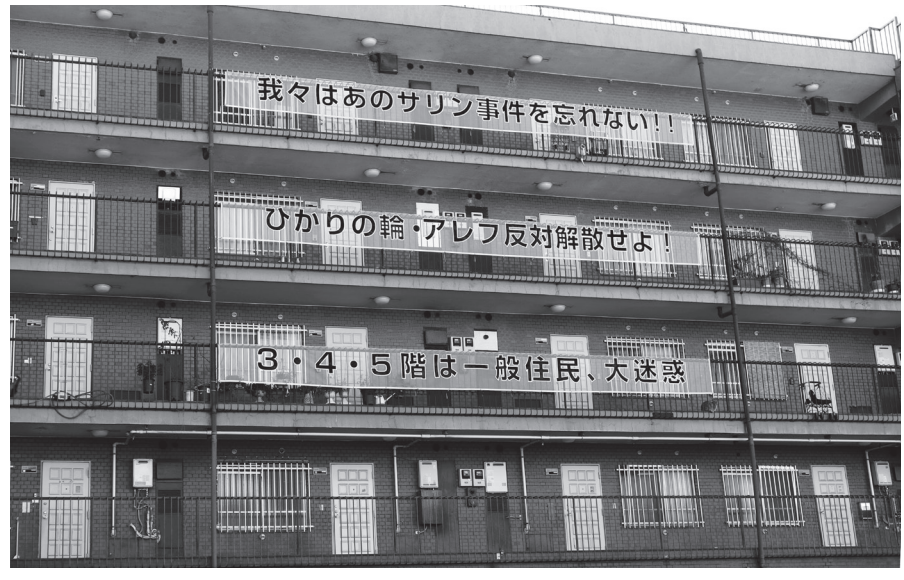
「ひかりの輪」が入る部分 不動産業者に所有権を移転

暮れに大きなニュースが入ってきました。10月30日(金)、GSハイム烏山のひかりの輪が入居している部分の所有権が都内の不動産会社に、移転の手続きがなされたということでした。

元大家の没後、相続が発生し、数年かけてこれを完遂していると思われていたのですが、まだ、終わっていないのが現状です。売却されたのはマンション1階、2階部分とエレベーター側の3部屋など。不動産会社はこれらの部屋を賃貸マンションとして貸し出すつもりです。2階部分の上祐や他の信者の部屋に挟まれた空き部屋を、改装したとしても借り手が現れるのか疑問も残ります。

警戒しました。さもなければ上祐やひかりの輪の信者が住む物件に手を出すものなのか疑問でした。

関係各所に問合わせるとひかりの輪やアレフに転売される動きは見られないよう、この不動産会社は適正に資産評価をして買い取ったようです。接触した関係者によると、事業実績も信頼ができ、協力的で、ここに住む皆さんの意見を汲み取って進めていきたと話したそうです。



《バザー・抗議デモ・学習会》中止のお知らせ

4月にリサイクルバザー、そして5月には抗議デモ・学習会の開催を予定していましたが、今回は新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、安全面を考慮して中止することにいたしました。

毎年参加くださっている皆さまにとって残念なお知らせとなりますが、何卒ご理解ください。

新型コロナウイルス感染症の一刻も早い収束と皆さまのご健康を祈念申し上げます。また開催できる運びとなりましたら改めてお知らせ致します。

オウム真理教が起こした事件と今も続く監視活動

前号でオウム真理教が起こしてきた数々の事件についてお伝えしてきました。今回はその続きです。

26年前の1995年3月20日に地下鉄サリン事件を起こしたオウム真理教は、その後、資産の強奪を目的とした名古屋における老女拉致事件、上九一色村第6サティアン礼拝堂信者監禁事件、新宿駅青酸ガス事件などを起こしています。裁判の記録によれば、このほか、オウム真理教は石油コンビナートにミサイルを撃ち込んで爆発さ



▶ 地下鉄サリン事件 (八丁堀駅)

せる計画や麻原の逮捕を阻止するためには何でもやって、警察などの捜査をかく乱させることを狙っていました。同年5月には東京都庁の知事の秘書室で、当時の青島幸男知事宛ての小包が爆発し、開封した職員が重傷を負いました。

1995年5月16日、上九一色村(現・南都留郡富士河口湖町)の第6サティアンの隠し部屋の中にいた麻原は逮捕されました。麻原は、逮捕前からすでにオウム真理教の存続についても計画を立てていたとされており、当時の担当弁護士を通じて、獄中から計画の指示を出していたとされています。この弁護士は後に解任され、逮捕された麻原は取り調べに対して黙秘または訳の分からないことを口走り真摯に応じることはなかったといえます。捜査の結果、東京地方検察庁は17の事件で麻原を東京地方裁判所に起訴します。2004年の一審で死刑判決、麻原は即日控訴します。その後、2度にわたる再審請求などが行われましたが、最終的に2006年9月に特別抗告を最高裁が退けたことにより、麻原の死刑判決が確定しました。地下鉄サリン事件からは11年もの月日が経っていました。それからさらに12年後の2018年、麻原を含む7人は7月6日に、ほかの6人は26日に死刑が執行されました。教団に対する強制捜査から23年余りが経って死刑囚全員に刑が執行されたこととなります。ここで一連の

事件は大きな節目を迎えたのです。

一方、麻原逮捕後もオウム真理教は存続し続けました。団体名をアレフと改称し、麻原崇拝を続けていました。そのことは、公安調査庁がアレフの施設に調査に入ったところで、麻原崇拝の痕跡が見つかったことでもうかがい知れます。2018年3月に札幌市にある国内最大規模のアレフの拠点施設で立ち入り検査を行ったところ、麻原の写真が祭壇に飾られていたり、麻原の著書が並べられていることを確認したという事です。公安調査庁は、今も「アレフ」が麻原に帰依し、危険な団体であるとしています。途中で上祐が分派したひかりの輪についても同様の認識であり、アレフが烏山を撤収した後も残るひかりの輪に目を光らせています。

コロナ禍で、人々の関心が薄れがちな今でも、ひかりの輪は活動を続けているのです。ひかりの輪については、烏山のほかにも仙台、長野、名古屋、大阪、福岡に施設があります。アレフの施設を加えると全部で15都道府県に31の施設が確認されています。恐ろしい事件の首謀者たちは刑に処されましたが、その流れを汲んでいるであろう団体が、全国にこれだけの拠点を持っているのは驚きです。

公安調査庁、警察、そして地元住民による監視活動は、団体が継続する限り続いているのかねばなりません。

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。